



# 住宅総合保険証券

大成火災海上保険株式会社

御注意 建物ノ構造、用法、所在ソノ他コノ証券記載事項ガ事実ト相違シタ場合ハ、  
コノ保険契約ハ解除サレルコトガアリマスカラ、モシ相違ガアリマシタラ、  
タダチニ当会社ヘソノ旨ヲオ申シイデ下サイ。

本証券作成地  
及ビ所轄店

京都市下京区四條通御馬場角  
大成火災海上保険株式会社京都出張所  
電本局(22)2836

本保険会員登録  
登録料

第010556号  
大成火災海上保険株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目二番地

「トキモシノクニ申キム最ノスハ保険ニシテア  
「各ガムカムム新規開拓ノセ」シギビニミテ新規開拓ノセ  
「シガムカムム新規開拓ノセ」シギビニミテ新規開拓ノセ

## 住宅総合保険証券



### 住宅総合保険証券

住所 シガムカムム新規開拓ノセ

保険契約者

代理店

証券番号

昭和年月日

氏名	トムラ モイチロウ	賃貸人	第010556号	分担契約	会社名	保険金額
保険期間	36年5月13日午時	保険金額	100,000	350	他ノ住宅賃貸会	100,000
期間	37年5月13日午後4時1オン時	保険料		ソトカ 2	保険契約	
被保険者目的の所在	シガムカムム新規開拓ノセ	被保険者		ソトカ 4	他ノ保険契約	
街区	完全	専用	用途	賃貸住宅	保険料	率
荷物	保険ノ目的オヨビ保険ノ目的ヲ取次ル建物ノ構造・用途	直積又小数量	荷物	保険金額	料	率
1	モツカ カワラナキ ヒラヤタケ ジュウタク 1ムネ	26.50	4	70,000	3.00+0.50	
2	モツカ カワラナキ ニカイタケ ソコ 1ムネ	6.00	4	25,000	3.00+0.50	
3	モツカ カワラナキ ヒラヤタケ ベンジョ 1ムネ	1.50	4	5,000	3.00+0.50	
上記建物ニヘ基調工事ヲ フタム・フタマズ	保	・	施	・	作	ヲ
被保険者	保険契約者へ同ジ	保険契約者ト異ルトキハソノ理由				
証券作成日	36年5月19日	證券作成地	表記ノ通り	日証券番号	第042542	号

当会社ヘ基調記載ノ住宅総合保険普通保険約款オヨビ特約条項ニ從イ、且モシトシテ本保険契約ヲ締結シ、ソノ証トシテノ保険証券ヲ発行イタシマス。

東京都千代田区大手町一丁目二番地

大成火災海上保険株式会社

取締役社長



吉田洋平

監査官代  
に文  
を置

# 住宅総合保険普通保険約款

## 第1章 保険金の支払責任、保険期間、保険の目的

### (保険の支払責任)

第1条 第1項は、この約款に従い、次に掲げる事象によって保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な措置によって生じた損害を含みます。以下同じ。）に対して損害保険金を支払う旨に任します。

（1）火災、震災

（2）落雷

（3）破風または爆風

（4）航空機のつい落し（もとては軽油機からの物焼の落下

（5）車両（その搭載物を含みます。）の衝突または衝撃

（6）暴風（もとては強風暴雨）

2 会員社は、この約款に従い、損傷またはそつ延（以下「過延」といいます。）によって保険の目的である施設について生じた損害（消防または軽油機からの物焼の落下によるものに限ります。）に対して損害保険金を支払う旨に任します。

3 会員社は、第1項の事象によって保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物が損害を受けたための修理仕事（こでない状態となつたときは、この約款に従い）に係る保険料を支払う旨に任します。

4 会員社は、台風、霪雨、暴風雨、こうふ、地震等の風浪水害（地震津波を除きます。）によって保険の目的である施設または保険の目的を収容する建物が損害を受けたときには、この約款に従い、風浪水害保険金を支払う旨に任します。

（ご連絡） 墓木屋保険金の支払額は、第1項の規定により保険金を支払う旨に任します。

5 当会員社は、第1項または第2項の事象によって保険の目的または保険の目的を収容する建物が損害を受けた場合においては、修理仕事またはこれに準ずる仕事（これが事象によって修理を受けたため、事象を開始後10日以内に、死亡したときはは次の各号に掲げる不具状況となつたときは、この約款に従い）、風浪水害保険金を支払う旨に任します。

（1）倒壊の危険性をもつたとき

（2）手足または足を失ひたとき

（3）両眼の機能を失ったとき

（4）前二者のほか、生命作用を存することができなくなつたとき。

### （保険期間）

第2条 保険期間は、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終ります。

2 保険期間が始まった後でも、保険料を支払う旨に任されたときは、当会員社は、保険金（保険料を支払う旨に任され、未支払保険料および損害保険金を含みます。以下同じ。）を支払う旨に任します。

### （保険の目的の範囲）

第3条 次に掲げる者は、保険の目的に含まれません。

（1）通氣、有機酸、田畠、入手の際これらに附れる物

（2）貴金属、宝珠、宝石および鏡、骨董、古美術品その他の美術品

（3）模本、指揮書、図鑑、模型、模型、模型、模型、模型その他の文具其類

2 門、戸、窓、柱、旗幟、その他の文具其類は、同様の条件で明記されているときは、保険の目的に含まれません。

3 建物を保護した場合には、被保険者に所有する器具其の他の建物および電気、ガス、油類、油附その他その他の設備は、保険の目的に含まれます。

4 家財を保護した場合には、被保険者が通常主であるときは、その保険に属する種族の所有物は、特例がないときは、保険の目的に含まれます。

### （保険の目的の範囲）

第4条 保険の目的には被害者生前の後に附された場合を除く。当会員社は、保険金を支払う旨に任します。

3 保険申込書の記載事項中、第1項の西洋からつた事項または記載が不実のことと/or、当会員社は危険的に開闢のないものとみた場合は、第1項の規定を適用しません。ただし、他の住宅用保険契約に開闢のないものとみた場合は、第1項または第2項の事項を記載する保険契約に関する事項においては、このかぎりであります。

4 第1項の解除は被害者生前の後に附された場合を除く。当会員社は、保険金を支払う旨に任します。もし、損害が第1項の記載が不実な事項または記載が不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が認めたときは、このかぎりであります。

### （通知義務）

第5条 保険契約締結後、次の事象が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事象の発生がその責任にすべき事象によるときはまたはからだじめ、直に保険の目的につながることのできない事象によるときはその発生を知った段階などなく、直面をもつてその旨を有する申込をして、損害賠償手続の書類を提出しなければなりません。ただし、他の事実が該当する場合は、このかぎりであります。

（1）他の保険者と、住宅用保険契約その他の第1項または第2項の事項を記載する保険契約を締結すること。

（2）保険の目的を満足すること。

（3）保険の目的であつた建物または保険の目的を収容する建物の構造を変更し、またはこれを改築しもしくは増築し、または引き続き5日以上にわたりて修繕すること。

（4）保険の目的であつた建物または保険の目的を収容する建物引き続き30日以上空室または無人とすること。

（5）保険の目的を他の場所に移すこと。ただし、第1項第1項または第2項の事故を避けるために、別に掲出した他の目的の場所にいては、このかぎりであります。

（6）前各号の場合のほか、危険を著しく増加すること。

2 病院の手入を怠る場合に、その事象が発生した時または保険契約者または被保険者がその発生を知った段階から承認請求書を受取らずまでの間に損害または障害が生じたときは、当会員社は、保険金を支払う旨に任します。

3 第1項の事象がある場合には、当会員社は、その事象について承認請求書を受取らしたとおもと開け、保険契約を解除することができます。

（過延廃止料）

第6条 第7条第2項第3号または第8条第1項の承認をする場合には、当会員社は、その認めたところに従い、過延保険料を請求することができます。

2 保険契約者または被保険者がその所有物の保険料を支払った場合において、過延保険料を請求する場合は、当会員社は、その事象によって算定された保険料に対する過延保険料を支払う旨に任します。

（保険契約解除の努力）

第7条 第一保険契約は、将来に向かってのみその効力を有します。

（保険料の返還、一部解約、失効の権利）

第8条 保険契約の他または失効が当会員社の責に帰すべき事由によるときは、保険料を返還しません。

2 保険契約の他または失効が当会員社の責に帰すべき事由によるときは、無効の場合はに保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に對し日割をもつて計算した保険料を返還します。

3 保険契約が1年を超える保険契約の他または失効の場合には、当会員社がこれを知った日からその保険料に対する保険料に對する保険料については、前各項の規定によることとし、その後の年の平均に対する保険料は、その全額を返還します。

（保険料の認定・保険の場合は）

第9条 第4条第2項または第8条第3項の規定により、当会員社が保険契約を解除したときは、領収しに保険料から既経過期間に對し当会員社の定める算定料によって計算した保険料を差し引いて、残額を返還します。

2 保険契約が解約された場合に對する保険料については、前各項の規定によることとし、その後の年の平均に対する保険料に對する保険料については、これを各期に適用します。

### （保険契約の解約）

2 保険契約者、被保険者または保険の目的を有する者が、相当の理由がなくて、前項の規定を阻んだときは、当会員社は、保険契約を解除することができます。

### （保険金支払の實に任じての場合）

第10条 保険金支払の實に任じたときは、損害または傷害が次に掲げる事象または事故によって生じたときは、保険金を支払う旨に任しません。

（1）保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

（2）被保険者と同じ条件に属する被保険の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合には、このかぎりではありません。

（3）本保険または他の保険または被保険

（4）保険契約者または被保険者が被保険者または運転する車両（その搭載物を含みます。）の衝突または追撞

（5）第1項第1項または第4項の事象の際ににおける保険の目的の喪失または過誤

（6）保険の目的が見出されるにあつたと認められた

（7）保険の目的を以てする施設を引き継ぐ時間にこえて無人とした間に生じた益得

（8）第1項第1項の事象による放火や窃盗または防犯警戒

2 当会員社は、その原因が直接であると間接であるとを問はず、損害または傷害が次に掲げる事象によつて生じたときは、保険金を支払う旨に任しません。

（1）戦争、暴動その他の事象

（2）暴力

（3）暴行または強制

3 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、損害または傷害がその者または他の者の法廷執行あるいは暴力行為または法廷執行によって生じたときは、当会員社は、その者の受け取るべき金額について保険金を支払う旨に任しません。

### （保険契約の無効）

第6条 保険契約の当時、保険契約者または保険の目的が見出されたときは、保険契約は無効とします。

（1）他人のために行なった保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険申込書に記載しなかつたとき。

（2）当会員社が保険契約の当時、その事実もしくは不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかつたとき。

（3）保険契約者が被保険者が保険申込書の記載事項につき、虚偽をもって更正を当会員社に申し出た。当会員社がこれを承認したとき。

## 第2章 告知義務、通知義務等

### （告知義務）

第7条 保険契約の当時、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険申込書の記載事項について、当会員社は、知りたつた事実を告げたときは不実のことを告げたときは、当会員社は、保険契約を解除することができます。また、他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失あると直感すれば、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知りたつた事実を告げたときは不実のことを告げ、または過失によってこれを知らなかつたとき。加つてける事実を告げたまでは不実のことを告げたときも、また過失としません。

（2）前項の規定は、次の事実にあつた場合は除く。

（1）前の記載のほかに、なほ事実または虚偽の事実がなかつたとき。

（2）当会員社が保険契約の当時、その事実もしくは不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかつたとき。

（3）保険契約者が被保険者が保険申込書の記載事項につき、虚偽をもって更正を当会員社に申し出た。当会員社がこれを承認したとき。

（4）保険料を支払う旨に任された場合は適用しません。

3 保険期間が2年を超える保険契約の解約の場合には、その解約のあった日の属する翌年の半度に対する保険料については、前2項の規定によることとし、その後の半度に対する保険料は、その全額を送還します。

## 第3章 損害の発生と保険金の支払

### （損害または傷害の発生）

第11条 保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、自己の費用をもって、これを当会員社に通報なければなりません。

（1）画面をもつて、これを当会員社に通報しなければなりません。

（2）損害状況調査書および損害調査書を当会員社の要請する損害調査者、被保険者の他の書類（虚偽の場合には、所轄警察署が認定した被保険の手書きを除ます。）を添えて、虚偽の通知をした日から30日以内または当会員社が書類をもつて承認した後手帳開示内に、当会員社に提出すること。

2 第1項第5項の傷害が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、自己の費用をもつて、次の手続をなさなければなりません。

（1）虚偽をもつて、これを当会員社に通報しなければなりません。

（2）損害状況調査書がほか、死亡の場合は訃聞証書および戸籍抄本、死亡以外の場合には傷害の程度を証明する医師の診断書、その准会員社の要求する認定書類を、虚偽の通知をした日から30日以内または当会員社が書類をもつて承認した後手帳開示内に、当会員社に提出すること。

（3）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（4）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（5）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（6）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（7）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（8）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（9）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（10）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（11）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（12）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（13）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（14）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（15）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（16）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（17）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（18）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（19）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（20）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（21）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（22）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（23）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（24）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（25）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（26）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（27）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（28）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（29）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（30）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（31）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（32）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（33）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（34）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（35）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（36）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（37）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（38）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（39）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（40）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（41）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（42）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（43）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（44）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（45）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（46）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（47）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（48）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（49）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（50）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（51）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（52）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（53）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（54）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（55）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（56）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を算定する場合に、当会員社は、自己の費用をもつて、その手續をなすことを知らなければなりません。

（57）保険金受取人が第1項の規定によつて保険契約の目的の損害より受け取る額を

移転することができます。

- 2 当会社が前項の行為をした場合でも、保険契約上の権利義務は、これによって影響を受けないものとします。

#### (残存物)

- 第18条 当会社が残存物を取得しない旨の意思を表示して第1条第1項または第2項の損害保険金を支払ったときは、その残存物は、被保険者の所有に属します。

#### (損害防止義務)

- 第19条 保険契約者および被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止軽減に努めなければなりません。もし、故意または重大な過失によってこれを怠ったときは、当会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

- 2 当会社は、前項の損害の防止または軽減に要した費用を負担しません。

#### (残存保険金額)

- 第20条 当会社が第1条第1項または第2項の損害保険金を支払ったときは、保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

- 2 前項の残額が保険金額の5分の1未満となったときは、保険契約は終了します。  
3 保険の目的が2口以上ある場合には、その各口について、各別に前2項の規定を適用します。

#### (住居喪失保険金の支払額)

- 第21条 第1条第3項の住居喪失保険金は、その損害を受けた建物およびそれに収容される動産にかかるこの保険契約の保険金額（ただし、第14条第1項の保険契約の目的の額を限度とします。以下同じ。）の10%に相当する額とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき30万円を支払の限度額とします。この場合、支払額と第14条の損害保険金の額または第23条の傷害保険金との合計額が保険金額をこえると否とも問いません。

- 2 保険契約の目的について締結された他の住宅総合保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき前項本文によって算出した住居喪失保険金の合計額が30万円をこえるときは、当会社は、その保険金の前記合計額に対する割合を30万円に乗じて得た額を住居喪失保険金として支払います。

#### (風水害保険金の支払額)

- 第22条 第1条第4項の風水害保険金は、その損害を受けた建物およびそれに収容される動産にかかるこの保険契約の保険金額の3%に相当する額とします。

#### (傷害保険金の支払額)

- 第23条 第1条第5項の傷害保険金は、この保険契約の保険金額に下記各号の割合を乗じて得た額とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき50万円を支払の限度額とします。この場合、支払額と第14条の損害保険金の額または第21条の住居喪失保険金との合計額が保険金額をこえると否とも問いません。

- (1) 被保険者が被害者である場合には、10%  
(2) 被保険者の配偶者が被害者である場合には、5%  
(3) 被保険者と世帯と同じく親族（ただし、被保険者の配偶者を除きます。）が被害者である場合には、1名につき2.5%

- 2 保険契約の目的について締結された他の住宅総合保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき前項本文によって算出した傷害保険金の合計額が50万円をこえるときは、当会社は、その保険金の前記合計額に対する割合を50万円に乗じて得た額を傷害保険金として支払います。

#### (保険金の支払およびその時期)

- 第24条 当会社は、保険契約者または被保険者が第13条の規定による手続をした日から30日以内に保険金を支払います。

- 2 当会社が前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

#### (保険金の支払と保険証券)

- 第25条 保険金は、保険証券と引換で支払います。ただし、期日の満期であるときは、引換を必要とし

ません。

- 2 保険金額の一部を支払う場合には、保険証券に支払を証する旨を記入して、これを返還します。

## 第4章 火災共済契約の取扱その他

#### (評価人および審判人)

- 第26条 保険契約の目的の額について、当会社と被保険者の間に争いを生じたときは、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、もし、評価人間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。  
2 前項の判断または裁定に要する費用および評価人または審判人に對する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は、前項の判断または裁定において定めます。

#### (代位権)

- 第27条 保険契約者および被保険者は、当会社が保険金の支払によって代位する第三者に對する権利の保全および行使につき必要な行為をし、かつ、当会社の要求する証拠および書類を提供しなければなりません。このためには必要な費用は、当会社が負担します。

#### (保険金請求権の喪失)

- 第28条 被保険者は、次の場合には、保険金を請求する権利を失います。  
(1) 保険契約者、被保険者および保険金受取人が、いずれも第13条に定める手続を怠ったとき。  
(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、第13条の書類に故意に不実のことを表示し、またはその書類もしくは證據を偽造もししくは変造したとき。  
(3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、相当の理由がなくて、第17条第1項の規定による当会社の行為を妨害したとき。

#### (保険証券の再交付)

- 第29条 保険証券の再交付を請求するときは、当会社の定める手数料を支払わなければなりません。

#### (保険契約の継続)

- 第30条 保険契約の満了に際し、保険契約を廃止しようとする場合に、保険申込書に記載した事項および保険証券に承認の裏書を受けた事項に変更があったときは、保険契約者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告由については、第7条の規定を適用します。  
2 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもってこれに代えることができます。  
3 第2条第2項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

#### (火災共済契約の單報)

- 第31条 第7条第3項、第8条第1項第1号または第15条の規定の適用については、中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合との間に締結される火災共済契約は、これを火災保険契約とみなします。

#### (準拠法)

- 第32条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。